

別表第 1

令和 3 年度 茨城県障害者スポーツ大会競技・種目適用表

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

		区分番号	障害区分	競走					跳躍			投てき						
				※1 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーントック投	
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
			2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎					◎	▲	◎	◎				
			3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎						▲	◎	◎				
		下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎
			6	両下腿切断	◎	◎							◎		◎	◎	◎	◎
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎								◎		◎	◎	◎	◎
			8	両大腿切断または、両下肢完全											◎	◎	◎	◎
	体幹	9	体幹 ※2	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	2	車いす 原性麻痺 常用、 以外で	10	第 6 頸髄まで残存	◎	◎					◎						◎	
			11	第 7 頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎							◎
			12	第 8 頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎				◎	◎	◎	
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎	
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		◎	◎		◎	◎	◎				◎	◎	◎	
	15	その他の車いす		◎	◎		◎	◎	◎				◎	◎	◎			
	3	(脳性 麻痺、 脳外傷等) 原性麻痺 管疾	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎							◎
			17	けって移動	◎						◎							◎
			18	片上下肢で車いす使用	◎						◎				◎	◎		
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎				◎	◎	◎	
			20	その他走不能											◎	◎	◎	
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
			22	その他走可能	◎	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
	視覚障害 ※4	24	視力 0 から 0.01 まで ※5	◎	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
その他の視覚障害			◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そ しゃく機能障害	26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
知的障害	27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎		▲	◎	◎		◎	◎			
内部障害	28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎			◎	◎		◎	◎			

※ 1 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※ 2 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※ 3 複数の障害区分にわたり 1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※ 4 視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。

※ 5 障害区分 24 は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

【注】競走競技は 50m と 100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障害区分 8 を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

2. 水泳

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部 ▲男女別・年齢区分なし

			自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		
			2	5	2	5	2	5	2	5	
			m	m	m	m	m	m	m	m	
区分番号			障害区分								
1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
		11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎	
	2	体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●
13			第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎			
14			第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○
15			下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○
3	(脳性麻痺、脳外傷等)	16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		17	四肢麻痺(車いす常用)または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎			
		18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎	
		20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
4		21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎			
視覚障害 ※1		23	視力0から0.01まで ※2	◎	◎	●	○	●	○	●	○
		24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害		25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○
知的障害		26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※1 視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。

※2 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

障害区分のスタートは、水中スタートをしなくてはならない。(表の塗りつぶしを「なし」にした)

3. アーチェリー

●男女別

	区分番号	障害区分	リカーブ		コンパウンド		
			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m	
肢体不自由	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●	
		その他の車いす	●	●			
	3	上肢障害	●	●			
		4	下肢障害（いす・車いす使用を含む）	●	●		
		5	体幹	●	●		
	6	脳原性麻痺	●	●	●	●	
7	聴覚障害	●	●				
8	ぼうこう又は直腸機能障害	●	●				

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4. 卓球

◎男女別，年齢区分別 ●男女別

		区分番号	障害区分	卓球	STT	
肢体不自由	1	上肢障害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下肢障害	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		6	体幹	◎		
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用，使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺，脳血管疾患，脳外傷等）	10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
視覚障害 ※2		15	アイマスクまたは、アイシェードあり※3		◎	
		16	アイマスクまたは、アイシェードなし	◎		
聴覚・平衡機能障害，音声・言語機能障害，そしゃく機能障害		17	聴覚障害	◎		
知的障害		18	知的障害	◎		
精神障害		19	精神障害	●		

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず，アイマスクまたは，アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は，各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5. フライングディスク

◎区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障害				
聴覚障害	◎	◎	●	●
知的障害				
内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)				

6. ボウリング
知的障害者で男女別，年齢区分別に実施する。
7. バスケットボール
知的障害者で，男女別に実施する。
8. ソフトボール
知的障害者のみの競技とする。
9. バレーボール
知的障害者は，男女別に実施する。
精神障害者は，男女混合とする。
10. サッカー
知的障害者のみの競技とする。
11. フットベースボール
知的障害者のみの競技とする。